

滋賀県環境影響評価審査会概要

1. 日時 平成 22 年 10 月 13 日（水） 13:30～15:30
 2. 場所 県庁別館 2 階 職員会館大ホール
 3. 議題 南部クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価実施計画書について
 4. 出席委員 宗宮会長、諏訪委員、遊磨委員、藤本委員、樋口委員、占部委員、定森委員、老委員
 5. 内容 当該事業の実実施計画書についての説明および質疑応答
審査会意見（案）についての説明及び質疑応答
-

議事概要

（事業者が、当該事業の実実施計画書について説明）

（委員）資料 6 - 2 の 2 ページ目の表の下に、新施設の法規制値、ダイオキシン類 $1 \text{ ng-TEQ} / \text{Nm}^3$ と記載されていますが、その前のページには、新設計画施設は $0.1 \text{ ng-TEQ} / \text{Nm}^3$ と記載されています。これはどういうことでしょうか。

（事業者）資料 6 - 2 の 2 ページ目の表の下の新施設の法規制値、ダイオキシン類 $1 \text{ ng-TEQ} / \text{Nm}^3$ という記載は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制値です。既存施設は古いため、 $5 \text{ ng-TEQ} / \text{Nm}^3$ という規制値が適用されていますが、新しい施設には $1 \text{ ng-TEQ} / \text{Nm}^3$ という規制値が適用されます。また、1 ページ目の表に記載されているダイオキシン類の $0.1 \text{ ng-TEQ} / \text{Nm}^3$ という数値は、法規制値ではなく、新しい施設の基本仕様の値です。

（委員）大型の焼却施設に対する法規制値は、 $0.1 \text{ ng-TEQ} / \text{Nm}^3$ だったと思いますが。

（事業者）ダイオキシン類対策特別措置法に規定するダイオキシン類の規制値は、施設の設置時期によって異なります。もう一つは、ご指摘のとおり施設の規模によって規制値が異なります。それは焼却炉 1 基の 1 時間当たりの処理能力となります。今回計画している焼却炉の 1 時間当たりの処理能力からすると、規制値は $1 \text{ ng-TEQ} / \text{Nm}^3$ ということになります。

（委員）もう一つお聞きします。資料 6 - 2 の 1 ページ目に煙突の高さが 59m と記載されていますが、この数字は、山の稜線と比べてどのくらい高い数字なのでしょう。

（委員）多分、確認する場所によって大分違うと思いますが、資料 6 - 3 の図 3 で飛び出して見えるのは、煙突ですね。

（事業者）はい。

(委員)これが59mということですか。

(事業者)造成高148mを想定して59mの煙突を建てた場合は、このように見えます。稜線については、少し見にくいですが、実施計画書の11ページの図3-4-1の施設配置計画に、薄い字で周りの山の標高が書かれています。また、ごみ焼却施設と書かれたところの下側に丸()が記載されていますが、この が今想定している煙突の配置位置になります。その の右側に法面(緑色の部分)があり、その法面を上がったところに192.5mと数字が記載されており、造成高約150mに対して煙突高さ59mで、地盤高では約210mということになりますので、192.5mと比べると、煙突が少し突き出ることとなりますが、さらに右の方の山は247mとなり、煙突は突き出ないこととなります。

(委員)資料6-2の2ページ目、大津クリーンセンター排出ガス測定結果のうち、塩化水素については、他の項目と比べて、測定結果に変動がありますが、何か理由があるのでしょうか。

(事業者)塩化水素の測定結果につきましては、ごみの質によって変わると思います。塩化水素を除去するため、消石灰と活性炭を使用していますが、塩化ビニルなど、プラスチック系のごみの比率が上がると、排出ガス中の塩化水素濃度が上がります。しかし法規制値の430ppmは十分遵守できています。

(委員)ごみの質に変動があれば、塩化水素濃度も変化するということですね。

(委員)2点お聞きします。資料6-2の表1の基本資料を見ると、排ガス量がほぼ倍増します。一方、2ページ目の表を見ると、排ガス量の増加に併せて規制値が厳しくなるのは、ばいじんとダイオキシン類のみで、他の項目については排ガス量が増えても規制値に変化はなく、1日あたりの排出量の総量で考えると、全体としての規制は緩くなっているものと解釈できます。やはり住民の方々の意見を考えると、1日の排出量は問題になると思いますので、この点についての事業者の考えをお聞きしたいと思います。

それともう一点、この事業の候補地や事業そのものの是非についての話がありましたが、アセスメントには回避という項目もありますので、施設がなければどのようなことになるかについて少しは触れるべきではなかと思います。

(事業者)新施設については、現在の施設の排出濃度を下回る数字としたいと考えていますが、総量を下回るという考え方はしていません。

(委員)アセスメントは、あくまで事業者の方が自己評価されるものであり、その姿勢が今のご回答のようでは、住民に限らず私も納得できません。実際に施設が稼働しても、現在の施設よりも負荷は大きくならないことを目指さない限り、理解は得られないのではないかと思います。

(事業者)現在稼働中の施設については、環境保全協定というものを地元と締結しておりますし、新施設についても締結させていただくこととしており、現在地元の方との話し合いをしています。その中では、現在の協定値よりも低い値での締結を希望する声も聞いています。このように、基本仕様の内

容もまとまっていない状況ですが、早急にまとめ、地元の方にご説明し、ご了解を頂き、その上で新施設についての環境保全協定を締結したいと考えていますので、ご理解のほどをお願いします。

それから、アセスメントについては、回避という考え方もあるということですが、地元の方にご理解いただくよう努力したいと考えています。

(事業者)新しい施設の排ガス量の約4万Nm³/hについては、基本構想の段階での数字ですが、現在実施している基本設計の検討によると、新しい技術ではもう少し排ガス量を少なくできるのではないかと考えています。

(委員)事業者としての方針をはっきり述べていただきたいと思います。

(事業者)新技术を導入することで努力したいと考えています。

(委員)今のご指摘の話は、新しい施設が設置されれば、新しい環境対策が導入され排出濃度が低くなるのは当然で、その一方、排出の総量は増えるというのでは、周辺への説明ができないのではないかと。これについては、負荷量として少なくとも現状維持を確保する、自主規制として総量規制を導入する等の努力目標がないことには、理解を得られないのではないかと、ということではないかと思えます。

(委員)排ガス量の増加に関するご指摘ですが、排出総量が倍になったら、どうなるのか、単純に周辺への影響も倍になるのかを確認すればよいのではないのでしょうか。

(事業者)現施設の大気環境への影響を心配している方もいらっしゃるので、今まででも周辺の大気に関する項目を測定したことはあります。ただ結果をみても、風向や車の影響などもあり、施設からの影響はどの程度かはわかりづらい状況となっています。今回はアセスの中で色々な調査をして、周辺との関係や施設からの影響の度合いを評価できればと考えています。

(事業者)今の説明の例としまして、実施計画書の48ページの表4-2-20に、過去にダイオキシン類の大気中の濃度を調査した結果が、49ページには調査地点が記載されています。調査結果について、一番は平成9年、一番は平成21年と調査した時期の順番に記載しています。既存施設の大津クリーンセンターのダイオキシン類の対策工事を平成10年に実施しており、排出ガスとしてのダイオキシン類濃度は大幅に下がった実績はありますが、平成13年の調査時期と平成9年の調査時期の間を見ても、大気環境のダイオキシン類の濃度は大幅に下がっていません。その後、全国的に野焼きが禁止されたり、小型焼却炉に対する規制が進んだりして、この結果も含めて大気環境中のダイオキシン類濃度が全国的に低下しています。このほか、既存施設が稼働しているときの測定結果と、稼働していないときの測定結果を、周辺環境で比較してみても、大きな数字の差として表れていないという事例もあります。

(委員)資料6-2の表を見ると、新しい施設では、煙突の高さが既存施設に比べて約20m高くなりますが、これは、拡散力を求めている訳で、排出量が増加することを想定していることとなります。コスト等や色々な問題があると思いますが、努力をしていただいて、排出量に変化がないようにしたり、

排出量は増加しても煙突の高さを上げて周辺への影響を軽減したりすることについて、数値をもって説明いただいた方が良いと思います。

(委員) 資料 6 - 3 について、3ヶ所を選んでフォトモンタージュしていただきました。施設としてはこのような感じで良いと思いますが、事業地内の通路によって周辺の緑地がどのように変化するかが気になりましたので、この点についてしっかりとフォトモンタージュして頂きたいと思います。

(事務局が、審査会意見(案)について説明)

(委員) 今回の計画書の 11 ページに施設の配置計画図が記載されていますが、現地確認した結果、事業地内の北側に設置される通路の部分には、非常に緑がしっかり定着した場所が確認されています。計画では、その緑を削って通路を設置することになり、住宅のあるエリアから通路が見えたり、施設が見えやすくなったりする可能性がありますので、周囲の緑地保全と景観について配慮を促す主旨の意見を追加した方がよいと思います。

(事務局) 意見番号 10 に記載している事項に、周辺の緩衝林、緩衝地帯の保全に配慮する旨の内容を追加するという形ではいかがでしょうか。

(委員) 通路がこの部分になれば、かなりの緑が残ることになると思いますので、通路の配置自体を十分検討してください、ということかと思います。

(事務局) 事業地の中での通路の配置計画について、周辺の緩衝林を減らさない努力を求めるといことでしょうか。

(委員) そうですね。今、住宅側から見える緑の景観が失われないようにするという事です。

(事務局) わかりました。

(委員) 今、景観の面からのご指摘がありました。通路を敷設する場合には、景観も大事ですが、一番大切なのは地域の安全だと思います。また、この通路では、ごみ搬入車輛の通行量も増加するため、大気汚染に関する事項も重要になりますので、景観、住宅地域の安全、健康に配慮した通路整備ということにして頂きたいと思います。

(事務局) 計画書 11 ページに記載されている、事業地内の通路についてのご指摘ということでもよろしいでしょうか。緑地部分を残すために、別の場所に無理な配置で急勾配の道路を設置すれば、通行車輛による環境負荷が増えるので、そのことについても配慮すべきということですか。

(委員) 急勾配の道路をごみ搬入車輛が通行すると、排気ガスのことも気になりますし、近くにお住まいの方の安全と景観を総合的に配慮するような意見にして頂きたい。

(委員) 今の話で、近くの団地から事業地に向かって人が歩けるような散歩道みたいなものはないのでしょうか。

(事務局) 今の話で理解しましたが、安全というのは、車の通行による環境影響面だけではなく、付近の方の通行面での安全も含むということですね。

(委員) 事業地内の通路ですが、施設が完成すれば、一般の方が立入できるようにするのか、立入禁止にするのか、どちらでしょうか。

(委員) もし、事業地内の通路の部分を周辺の方が現状使っておられるのであれば、通路が出来たあともしっかり管理しないと、自由に出入りされて、安全面に支障が出てくるかもしれないので、そのあたりを意見に反映すべきということですね。

(事務局) 通路であっても、事業地と考えられ、いろいろな規制を受け、管理責任が生じると思いますので、意見に反映したいと思います。

(委員) 意見番号4の後半部分の「立体的な配置」に関する記述の根拠は何でしょうか。

(事務局) 前回の審査会での、事業地が狭い場合は立体的な配置も検討した方がよいのではないかと、というご指摘をもとにしております。

(委員) 実際のところ、事業地のスペースは何とかなりそうだとこの部分の記載は削除して頂いて結構です。

(事務局) わかりました。

(委員) 次に、意見番号3は、施設の仕様に関する事項となっていますので、意見番号13番に記載されている環境影響を出来る限り低減する内容を盛り込んで頂きたいと思います。それと、その意見番号3の後半に「ばい煙に係る」という表現がありますが、ばい煙に限定した理由は何でしょうか。

(事務局) 一つ目のご指摘に関してですが、審査会の前半で、排出ガスの総量に関する指摘を頂いておりますので、予測評価の項目だけでなく、施設計画の中にも盛り込むよう考えさせていただきます。また、2つ目のご指摘ですが、この意見は、主に大津市長意見の3(1)を反映しており、排ガスに限定しています。他にも管理基準値のようなものを定められるのであれば、ばい煙にこだわらず、広い意味での記載にしたいと思います。

(委員) できるだけ広く、安全サイドで考える表現にして頂きたいと思います。

(委員) 補足説明ですが、ばい煙というと、一般にはわかりにくいので、「ばい煙に係る」という記載は削除した方が良くもありませんね。

(委員) ばい煙の中には、法律的にはダイオキシン類は入りませんね。

(委員) 排出ガスにすれば問題ないでしょう。

(委員) 先ほど、総量規制的な考え方を入れては、というお話がありましたが、例え一日の処理量が1,000 tの焼却炉を建設する場合、排出の総量が増加したとしても、ダイオキシン類等の規制項目は毒性等を考慮した上で規制値が定まっている訳ですので、直接的に総量規制という言葉は使わない方が良いと思います。

(委員) 現実には現状よりも総量を減らすことは難しいとは思いますが、排出ガスの量が増えても、全体として負荷は増えないということを目指すような表現にして頂きたいと思います。法的には問題ないというのは、承知しています。

(委員) 事業者さんとしては、この施設の他にも、あと2つ施設設置の計画がありますので、この他の計画を考えても、住民の方々にご理解頂くためには、処理量が増えても、従来と変わらないぐらいに努力している、新しい技術を導入しているといったことを示して頂いた方が良いのではないのでしょうか。既存施設があるから、新しい施設も同じものという説明は通用しなくなっていると思います。

(事務局) ご指摘の主旨を出来る限り踏まえて、意見に反映させて頂きたいと思います。

(委員) 理系の分野は専門外ですが、住民意見が多くて驚いています。この意見を見ると、問題は、大気、悪臭、交通量という住民の生活に関わることだと思います。先ほど、事業者がダイオキシン類を例にした説明をされましたが、生活実感と実際の測定結果とにギャップがあることを考慮する必要があると思います。あと住民意見を見ると、感情論になっているものもあり、行政が誠意を見せて理解を得るよう努力することは必要だと思います。

(事務局) 今のお話は、主に事業者に対してアドバイスを頂いたものと思います。ただ、住民等意見の中のご指摘には、施設への不安といったものも含まれており、この原因の一つには、施設の仕様や管理などが具体化していないことがあると考えております。このため、今回お示した審査会意見に施設の仕様決定等に関する事項を盛り込ませて頂いています。

(委員) 他の地域のごみ処理施設の規模がどのようになるが気になりますので、事業者にお聞きしますが、大津市全体でのごみ発生量は増加していくのでしょうか。

(事業者) 大津市では、将来のごみ量の推計をしていますが、その根拠は人口であり、平成29年にピークを迎え、34万2千人程度になると考えています。その後の推計も変化する可能性はありますが、このピークにごみ減量施策の効果を併せてごみ処理量を推定すると、市全体のごみ量は、現状と比べてあまり大きく変わらないと推測しています。

(委員) 環境影響評価の項目に入らないかもしれませんが、住民の方には、現状をしっかりと把握すれば理解して下さる方もいらっしゃるのではないかと思いますので、導入する施設のことばかりでなく、住民との関係性について配慮を求める必要があるのではないかと思います。例えば、リサイクル施設などは、周辺の方と一緒に何かできる重要な施設になるかと思います。

(事務局) 環境保全上の見地からの意見として、どの程度まで表現できるかも含めて検討させていただきます。

(委員) 熱に関することですが、発電設備を導入して熱を回収するものの、排ガス量が増えて、施設全体から相当量の熱量が放出される可能性がありますので、熱に関する予測評価が必要だと思います。

(事務局) 環境要素の中には、気象という項目はありますが、気象とまで言いにくいと思いますので、大気に関する事項で温排気に関する内容を追加したいと思います。

(委員) 施設の規模についてですが、南部クリーンセンターの処理能力が、既存施設の約2倍となる根拠を確認することはできないでしょうか。

(事務局) その点につきましては、他の意見でも指摘がありましたので、その主旨を踏まえて、意見番号2を作成しました。

(委員) そのような主旨が盛り込まれているのであれば結構です。

(委員) 最近、ごみ処理施設では廃熱利用、特に発電が必要と指摘されています。発電で良好な効率が確保できる処理量が100t/日程度だったと思います。今回の計画のように廃熱利用を考慮して100t/日を超える施設計画にすべきか、ごみの排出量を抑えて廃熱利用しない小さい施設を導入すべきか、トータル面ではどちらが良いのでしょうか。

(委員) コスト面も含めて考えるのであれば、情報を公開して議論してもらえば良いと思います。

(委員) 発電したいために、ごみを集めて100t/日以上規模にしたというわけではないと思いますが、施設規模の妥当性については、説明すべきだと思います。

(委員) いずれにしろ脱炭素社会となって来ますので、いかにエネルギーを作って社会に還元するか、いかにカーボンフリーのエネルギーをつくり出すかが重要になってくると思います。

(委員) 滋賀県は、ごみ処理施設で発電施設としての熱利用が、全国で下位の方にランクしています。その一番の理由は、規模の小さい市や町が単独で処理しているからであって、行政事務組合などで一括して処理すると、熱利用率も上がりますが、これができていません。このような調整は非常に難しいと思いますが、このままだと、ごみは熱エネルギー源という考えから遅れて行くのも事実です。この施設が滋賀県の実験になるよう、より妥当性のある施設を導入して頂きたいと思います。

(委員) 先ほど、リサイクル施設等を利用して、住民との関係について配慮を求める必要があるといったご指摘がありました。余熱利用施設についても同じではないかと思えます。

(委員) 都市施設において、熱の有効利用は非常に難しいテーマです。うまく熱を回収して、貯留できれば良いのですが、熱を利用する施設が近くないとロスが大きくなってしまいますので、エネルギーの有効利用ということをぜひ実施して頂きたいと思えます。

他に意見はないでしょうか。

なければ、本日の内容を踏まえて作成された意見の修正案を事務局に作成して頂き、最終確認をして意見を形成したいと思えます。どうも長時間ありがとうございました。

(審 査 会 終 了)